

<埼玉県からのお知らせ>

浄化槽定期検査のお知らせについて お詫び及び補足説明について

令和7年9月8日付け通知「**埼玉県と神川町からの重要なお知らせ(浄化槽の定期検査の受検について)**」において、多くの皆様に詐欺との懸念を与えてしまい、不安や混乱、お怒りを招いてしまったことを深くお詫びし、Q&A方式で通知の趣旨を改めてご説明させていただきます。

※ **すでに定期検査受検のお申込みをされた方にも送付しています。**

記

Q 1 黄色封筒の表紙に記載された**浄化槽定期検査コールセンター**とは、どのような組織ですか？

A 1 埼玉県が一般社団法人埼玉県浄化槽協会に委託して設置したものです。問い合わせ先は下記のとおりです。ご不明な点等については、ご連絡ください。

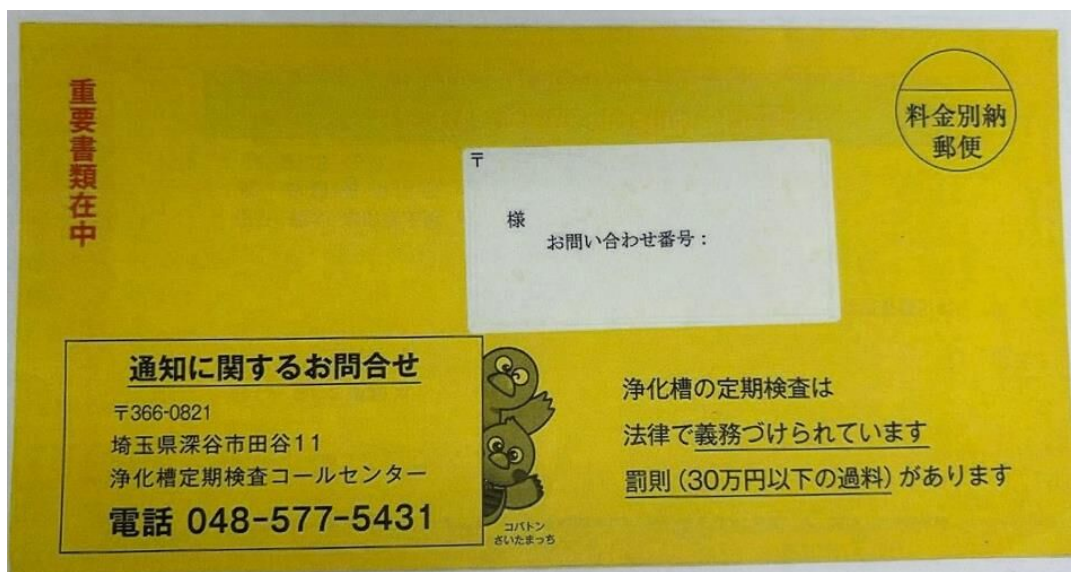
【埼玉県浄化槽定期検査コールセンター】

TEL : 048-577-5431

※音声ガイダンスで市町の番号案内が流れます。

神川町の方は「1」の次に「0」を押してください。

受付時間 9:00～17:00（土日・祝日を除く。）



【裏面もご覧ください】

Q 2 浄化槽を設置して何（十）年も経っているのに、なぜ今、通知が送られてきたのですか？

A 2 浄化槽は、水を浄化する機能が正常に維持できているかを確認するため、毎年1回必ず定期検査を受けることが法律で義務付けられています。このことを皆様にこれまで正確にお伝えできなかったため、今回初めて、県から通知をお送りしたものです。しかし、先日の通知ではこの点について十分な説明ができず、驚きやご不安をおかけしましたこととお詫びいたします。

Q 3 罰則について。検査を受けないと30万円以下の過料、本当にとられるのですか？

A 3 先日の通知では、「**行政命令に従わない場合は罰則(30万円以下の過料)が科せられます**」との記載がありましたが、この通知は行政命令に当たりません。罰則については、検査の受検をせず、県職員による受検指導や法に基づく文書指導等に応じていただけない場合に適用されるものです。そのため、先日の通知により、**罰則(30万円以下の過料)**が科されることはありません。先日の通知ではこの点について十分な説明ができず、ご不安をおかけしましたこととお詫びいたします。

Q 4 今後どう対応すべきですか？

A 4 皆様には、趣旨をご理解いただいた上、検査をお申込みいただきますようお願い申し上げます。また、検査のお申込みは、先日同封したハガキ又は申込用Webサイトをご利用ください。

なお、すでに検査をお申込みいただいた方については、改めてのお申込みは不要です。

【Webサイトからのお申込み先】

https://saijohkyo.or.jp/?page_id=58

定期検査を実施する「一般社団法人埼玉県浄化槽協会」のサイトとなります。

神川町では、この協会のみが検査を行うことができます。

Q 5 先日の通知、今回の説明を読んでも、まだ疑念が消えません。そのような場合、どこに連絡したらよいですか？

A 5 通知を発送している埼玉県がお答えします。疑問など、ご不明な点がありましたら下記までご連絡ください。

【本件に関するお問い合わせ窓口】

埼玉県環境部水環境課 浄化槽・豊かな川づくり担当
井ノ川、中居

TEL 048-830-3083

(平日8:30~17:15)

メール a3070-09@pref.saitama.lg.jp